

都道府県から「診療・検査医療機関（仮称）」の指定を受けた医療機関の皆様へ

厚生労働省健康局結核感染症課

## 令和２年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制 確保事業のご案内

この事業は、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント、駐車場などで診療する場合を含む）を設けて、発熱患者等を受入れる体制をとった場合に、その体制確保に要する経費について支援することにより、インフルエンザ流行期においても十分に発熱患者等に対応できる体制を各地域において確保いただくためのものです。

この事業により、都道府県から「診療・検査医療機関（仮称）」の指定を受けて発熱患者等専用の診察室を設けたにもかかわらず、実際の受診者数が少なかった場合に所定のルールにより支援を受けることができます。

補助金の交付を希望される医療機関におかれましては、以下により申請をいただきますようお願いいたします。

なお、「診療・検査医療機関（仮称）」が発熱患者等を受け入れるため、インフルエンザ流行期において、一時的に診療時間や診療日を変更しても、医療法の変更届出は不要です。

### 1. 対象となる医療機関

都道府県から「診療・検査医療機関（仮称）」の指定を受けた医療機関

### 2. 補助金の算定方法等

#### （１）補助金の算定方法

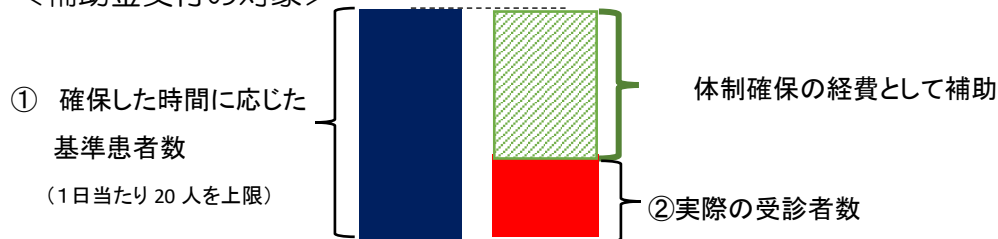
この補助金は、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間に応じて、専用の診察室で受け入れることが想定される発熱患者等の患者数（以下「基準患者数」という。（①））から、実際に診療室で受診した発熱患者等の受診患者数（②）を差し引いた人数に、一人あたり 13447 円を乗じた額を、体制確保の経費として算定し補助を行います。

$$\text{* 補助金の交付額（１日あたり）} = (\text{①} - \text{②}) \times 13447 \text{円}$$

基準患者数は、各医療機関で専用の診察室を確保した時間に応じて算定されることとなりますが、人数には上限があり、１日 7 時間あたり 20 人となっています。従って、例えば、１日 4 時間、専用の診療室を確保した場合は、 $4 \text{ 時間} \times 20 \text{ 人} / 7 = 11.428 \dots$ 人が上限となります。

例えば、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間が 7 時間、実際の受診患者が 5 人の場合は、 $\text{①}20 \text{ 人} - \text{②}5 \text{ 人} = 15 \text{ 人}$ がこなかった患者数になり、 $13,447 \text{円}$ を乗じて、 $201,705 \text{円}$ がその日の外来診療・体制確保料となります。

＜補助金交付の対象＞



[体制確保時間が 7 時間、実際の受診患者が 5 人の場合の例]  
 $13,447 \text{ 円} \times (\text{①}20 \text{ 人} - \text{②}5 \text{ 人}) = \text{約 } 20.2 \text{ 万円/日}$

## (2) 補助金の交付申請

この補助金は、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間と実際の受診者数（②）に応じて交付するものですが、今回の補助金の交付申請については、3月末までの各稼働日における受診者数の見込み（以下「想定受診者数」という。）に基づき金額を計算の上、申請していただき、いわゆる概算払いを行うこととなります。

想定受診者数については、現時点で正確に見通すことは難しいですが、地域の状況などを踏まえ、適宜見込みを立てていただくこととなります。

従って、診察室を確保した時間に応じて算定される基準患者数（①）から、想定受診者数（②）を差し引いた人数に、13,447円を乗じた額に、さらに「診療・検査医療機関（仮称）」の指定を受けた日から令和3年3月末までの稼働日数を乗じた額を、補助金の交付申請額として申請いただくこととなります。

\* 交付申請額（例）： $(\text{①} - \text{②}) \times 13,447 \text{ 円} \times \text{稼働日数}$

※ただし、例えば曜日ごとに診察室を確保する時間が異なる場合は、曜日ごとに計算いただく必要があります。詳細は、記入要領をご参照下さい。

### （補助金の算定における留意点）

※ 「診療・検査医療機関（仮称）」が自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、基準患者数は1日2時間5人を上限とするなど、上記とは異なる計算となります。この場合、交付申請書の別紙における記載箇所も異なります。

※ 最終的には令和3年3月までの受診者数等の実績をご報告いただき、実績を踏まえて、国庫補助額の精算を行うこととなりますのでご注意ください。その際、

- ・基準患者数と受診者数の差引は1日毎となります。実際に1日で20人以上の患者を受け入れた場合、その日の交付額は0円となります。
- ・実際の発熱患者数が0人の月（令和2年9月、10月は除く）については上記により算出された額を1/2を乗じることとなります。

※ 詳細は本書面の添付資料である本補助金の概要資料や、本事業の交付要綱4（交付額の算定方法）を御覧ください。

### 3. 補助金の交付申請書の提出

#### ○申請書類の配布

厚生労働省ホームページからダウンロードしてください（以下参照）。

（URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000681322.xlsx>）

○提出期限： 令和2年 10 月 30 日としていますが、それ以前でもそれ以降も随時受け付けますので、都道府県から指定を受けた後、できる限り速やかにご提出ください。

○提出方法： 以下へ郵送してください。

住所： 〒100-8779 銀座郵便局留

宛先： 100-8916 厚生労働省発熱外来診療体制確保支援事業担当 宛

#### ○提出書類

- （１）交付申請書（厚生労働大臣宛の補助金の交付申請書）
- （２）交付申請書の別紙（医療機関の基本情報や申請内容を記載）
- （３）厚生労働省への請求書（補助金の支払いのための請求書）
- （４）都道府県から「診療・検査医療機関（仮称）」の指定を受けたことを証する書類（都道府県の指定通知書等の写し）
- （５）収入支出予算（見込）書

#### ○申請書等の記入方法

申請書関係書類には複数のシートがあります。そのうちタブの色が黄色になっているシートが記入要領となっていますので、よくお読みください。

### 4. 補助金の交付決定等

申請書等については、内容の確認のために照会することがありますので、その場合には速やかにご対応をお願いします。申請内容が適正であれば、補助金の交付決定を行います。補助金の交付を決定した医療機関の皆様には交付決定通知書を郵送するとともに、交付決定額に応じて必要額を請求書記載の金融機関に振り込みます。

補助金の支払いは 2 回に分けて行うことを予定しており、第 1 回の交付は、3～4 ヶ月分として、申請額の 5 割分（10 万円単位に四捨五入）を基本として支払うこととしています。このため、今回の補助金の請求書には、交付申請額の 5 割に相当する金額を記載してください。

来年 1 月頃に受診者数や、体制確保の時間・日数の実績を確認いただき、大きく変動している場合には変更交付申請をしていただき、追加、減額の交付決定を行うことで、3 月末までの必要額を交付することとしています。調整の必要がなければそのまま申請額の残り 5 割分の請求をいただき、第 2 回の交付を行うこととなります。（第 2 回の交付や変更交付申請については、後日改めてお知らせします。

## 5. 補助金の実績報告

補助金の交付を受けた場合には、事業完了後などの機会に実績報告書をご提出いただくこととなります。これに関しては交付決定時にご案内させていただきます。

## 6. 留意事項

- (1) 患者数把握のためにも、事業開始後より日々の受診患者数を記録するようお願いします。例えば、毎日のカレンダー等に該当する診療室において何名患者を受け入れたか等わかるようにすることも一つの方法です（別紙参照）。また、「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」に発熱患者等の入力又は取りまとめ機関への報告をお願いします。
- (2) 事業実績報告書において3月までの受診者数等の実績をご報告いただくこととなりますが、国庫補助精算額が事業実績報告時に既に交付している補助金の額より少ない場合には、補助金の額の確定後に差額分について返金していただく必要がありますので、資金管理にはご留意いただくようお願いします。

## 7. 本件に対する照会先

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933

## 8. 添付資料

- (1) 本補助金の概要資料
- (2) Q&A
- (3) 申請書様式・記入例
- (4) 令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）交付要綱